

第 1 1 回 教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 1 1 月 1 9 日 (火) 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 山岳博物館 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 荒 井 今 朝 一
同 職 務 代 理 者 中 山 晴 隆
委 員 仲 原 直 美
委 員 甘 利 道 子
委 員 下 川 清 志
- 4 説明のため出席した者
教 育 次 長 竹 内 紀 雄
学 校 教 育 課 長 三 原 信 治
生 涯 学 習 課 長 志 賀 一 夫
体 育 課 長 長 澤 奨
山 岳 博 物 館 長 鈴 木 啓 助
学 校 教 育 指 導 主 事 中 村 一 郎
学 校 教 育 指 導 主 事 塩 原 雅 由
- 5 事務局 学校教育課庶務係長 一 本 木 晋

《開会 午前 8 時 5 0 分》

荒井教育長

只今から 1 1 回目の定例教育委員会を開会いたします。最初に会議録の承認についてよろしいでしょうか。回覧しておりますので、確認いただきたいと思います。委員の皆さん、ご承認いただけますか。

[全委員「承認」]

それでは、署名をお願いします。

続いて教育長報告をさせていただきます。

只今の報告について、質問等ございますか。よろしいですか。

[発言なし]

教育長報告は以上といたします。それでは、議事に入ります。議案第 1 3 号「令和元年度大町市一般会計補正予算（第 1 0 号）について」の説明をお願いします。

竹内教育次長

(資料に基づき説明。)

荒井教育長 この件につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

 〔発言なし〕

 ではこの件について、ご承認いただけますか。

 〔全委員「承認」〕

 この件は以上といたします。次に議案第14号から23号までが生涯学習課の所管の条例等改正であります。共通の内容であります。議案が多いので最初に14号から19号までと20号から23号までとに分けて説明をお願いします。

志賀生涯学習課長 (資料に基づき説明。)

荒井教育長 19号までまとめてご提案をいただきました。ご質問等ありましたらお願いします。

下川教育委員 社公民館と民俗資料館で各々使用料を定めておりますが、利用する立場からですが、利用目的により公民館扱いまたは資料館扱いと分けるということですか。

志賀生涯学習課長 民俗資料館に公民館機能を持たせた施設です。

荒井教育長 同じものを2重に定めてあるとご理解いただければと思います。そのため金額も同一となっております。一本の条例でもよいのですが、補助金等の関係で現状のような形になっていきます。

 ほかに質問はありますか。

 公民館条例ですが、単純に510円、610円、720円と午前、午後、夜間の3段階になっている。午後は1時間あたりに換算すると122円になるが、改定を見るとどの時間でも150円になっている。どのようにバランスをとったかが質問で想定されませんがいかがか。

志賀生涯学習課長 消費税増税分相当であります。基本的な部分は施設の維持管理をまかなう部分、受益者負担を求めるのが基本であります。

荒井教育長 もともと150円相当のところと、そうでない122円があるのはなぜか。ということの回答になっていません。

下川教育委員 全部足すと1,840円になります。8時半から夜9時半までなので、13時間。1,840円÷13時間≒140円。増税分7%アップで約150円となる。

荒井教育長 全体的にバランスの取れていないところもあるので、説明ができるようにお願いします。

 よろしいでしょうか。何か質問があればお願いします。

 条例で定める部分と規則で定めるものがありますが、規則は教育委員会。規則のものは使用料でないものでよいか。

志賀生涯学習課長 民俗資料館は開館時間。文化会館は様式になります。

甘利教育委員 消費増税分との説明ですが、そもそも3%のままできたことが問題だと思います。

志賀生涯学習課長 本来、市全体の使用料の見直しによるものであります。

三原学校教育課長 市は消費税を支払わない。

志賀生涯学習課長 仕入れには消費税がかかっている。

三原学校教育課長 据え置きできたが、今回の消費税の改定にあわせて、今後の維持を見据えての見直し。

下川教育委員 単純に消費税が上がったので、見直すでは勘違いする。利用者の利便性など面から必要であるなどの点から、改正する旨の説明でないといけないのでは。

荒井教育長 その点については、率直に謝るしかない。実状とあっていない部分があるので、現状にあわせ説明するしかありません。

ほかによろしいですか。

〔発言なし〕

では議案第14号から19号について、ご承認いただけますか。

〔全委員「承認」〕

この件は以上といたします。次に議案第20号から23号までの説明をお願いします。

志賀生涯学習課長 (資料に基づき説明。)

荒井教育長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

中村家の観覧料の免除について、高校生はどうして市内に住所を有する人にしたか説明をお願いします。市内の高校生ではダメな理由は。

荒井教育長 説明は、例えば、安曇野市から通っている岳陽生徒で、池工に兄弟が通っている場合、岳陽は減免で池工は有料ということが起こってしまいますので、市内に限定したという理由になります。

仲原教育委員 市外から通う岳陽生徒は、ダメということですか。

荒井教育長 はい。市民が前提であります。

中山教育長職務代理者 いまのは、なかなか難しい問題。長期休みで、親戚の子が混ざっている場合など、実際の運用上、減免はかなりアバウトな部分があった方がいいのかと思います。

荒井教育長 実際問題として、学校行事で行った場合、減免すればよいと思います。個々で行った場合には、先ほどのようなことで、一人ひとり確認することはできないと思います。

ほかによろしいですか。

夏期大学の利用料は、この金額でないとだめなのですか。指定管理されていれば、取らなくてもいいのでは。

入浴料が決まっているが、指定管理は実際安く運用しています。利用料も同じではないのですか。

指定管理者に権限があるか確認をしておくように。

三原学校教育課長 指定管理者の条例等に規定されているか確認を。

荒井教育長 ほかによろしいですか。

〔発言なし〕

では議案第20号から23号について、ご承認いただけますか。

〔全委員「承認」〕

この件は以上といたします。では、議案第24号、25号は体育課所管になります。説明をお願いします。

長澤体育課長

(資料に基づき説明。)

荒井教育長

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

中山教育長職務代理者

南小の教室を一部、少年団の柔道に貸し出しているのは、学校の部屋として管理しているものでよいのですか。

三原学校教育課長

社体に入れた方がよいと思います。

荒井教育長

一般への貸し出しではないので、占用のようなものです。

中山教育長職務代理者

使用料は多分減免になっていると思うが。

三原学校教育課長

登録団体になれば減免になります。

中山教育長職務代理者

使用料規定はあるが、実際には減免がほとんどで、収入はないと思いますが、南小の部屋は整理した方がよいと思います。

荒井教育長

一般に貸し出すものではなく、その人たちしか使えない占用になります。使用料の対象と違います。一般論で誰でも使えるものに使用料を定めています。

ほかにいかがですか。

鈴木山岳博物館長

体育施設だけは、通学、通勤が減免対象になるが、山博や中村家とは扱いが違うのですが。

長澤体育課長

スポーツ関係は、学校単位という考え方がありません。

荒井教育長

体育施設は市民であれば基本的に全て無料。これ自身が問題であるところがあります。最初は、体協加入団体のみが減免であったが、平成16年に市民全員が減免になってしまった。

中山教育長職務代理者

個人的には、市民も低料金で使用料を徴した方が本当は良いのではないかと思います。使用料を定めてもほとんど減免では施設管理に充てられるのはほとんどないと思います。

荒井教育長

条例の中身とは別の話になっているので、それらの扱いは伺いで対応することとして、条例についてお願いします。

長澤体育課長

減免については、スポーツ審議会でも意見があり、別途検討が必要と考えています。

荒井教育長

消費税増税時に、見直しはしているのですか。

長澤体育課長

5%、8%とも行っていない。3%の時だけです。

志賀生涯学習課長

公民館は3%のときです。

荒井教育長

考え方としては7%分を見ているということでしょうか。

竹内教育次長

そういうことになります。

荒井教育長

運用のことについては、条例改正とは別のことで、各々の審議会等で検討いただきます。

議案上はよろしいでしょうか。

〔発言なし〕

では議案第24号、25号について、ご承認いただけますか。

〔全委員「承認」〕

この件は以上といたします。では、議案第26号「市立山岳博物館条例の一部を改正する条例制定について」説明をお願いします。

鈴木山岳博物館長
荒井教育長

(資料に基づき説明。)

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

山岳博物館も3%以来ですか。

鈴木山岳博物館長
荒井教育長

はい。

他にいかがでしょうか。

〔発言なし〕

では議案第26号について、ご承認いただけますか。

〔全委員「承認」〕

この件は以上といたします。では、議案第27号「大町市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱制定について」説明をお願いします。

三原学校教育課長
荒井教育長

(資料に基づき説明。)

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

熊や猿はどうなるのですか。

三原学校教育課長

熊や猿は、出没をマップには落とせないなので、別の視点で安全対策となります。ハード的な面を改修していくため、道路や水路の柵の整備などであり、熊や猿は本要綱では想定していません。

下川教育委員
三原学校教育課長
荒井教育長

スクールバス乗車時のシートベルト着用は。

委託のバス会社から徹底するよう促しています。

いかがでしょうか。

〔発言なし〕

では議案第27号について、ご承認いただけますか。

〔全委員「承認」〕

この件は以上といたします。では以上で議事を終了いたします。続いて協議事項について説明をお願いします。最初に「市社会福祉審議会委員の推薦について」をお願いします。

一本木庶務係長
荒井教育長

(資料に基づき説明。)

説明が終わりました。いかがいたしましょうか。

前任が黒田前教育委員でしたので、下川教育委員でよろしいでしょうか。

〔発言なし〕

では、下川教育委員さんをお願いいたします。

続いての協議事項「スポーツ推進計画について」説明をお願いいたします。

長澤体育課長
荒井教育長
中山教育長職務代理者

(資料に基づき説明。)

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

施策の体系図は、非常に分かりやすくなりました。ただ、具体的にどのように手立てしていくか、十分構想されていないところもあ

ります。例えば、地域総合型はどこが主体となって作っていくのか、市なのか別の機関なのか。並行して指導者の育成も大切である。資格はないが、これまで関わってきたような人が退職して興味はある人たちに対して、審判資格ではないが、指導にかかわれる講習会を開くとか具体的な対策が盛り込まれたりするとよいと思います。要望です。

荒井教育長

体協と行政とクラブの育成組織とをどのように繋いで、組織を構成していくか。これを最後に付け加えたらどうか。

他にいかがでしょうか。

〔発言なし〕

この件は以上といたします。今後、全協へ報告いたします。

では、連絡事項について説明をお願いします。

一本木庶務係長

(資料に基づき説明。)

荒井教育長

今回は12月18日(水)午前10時00分からです。併せて、社会文教委員との懇談会・懇親会に、おおまちの子表彰式があります。よろしくをお願いします。

以上で予定した会議事項は終わりましたが、全体を通して何かございますか。

〔発言なし〕

それでは以上で、第11回教育委員会定例会を閉会します。

《閉会 午前10時35分》